

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年9月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第4号

京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を改正する規程

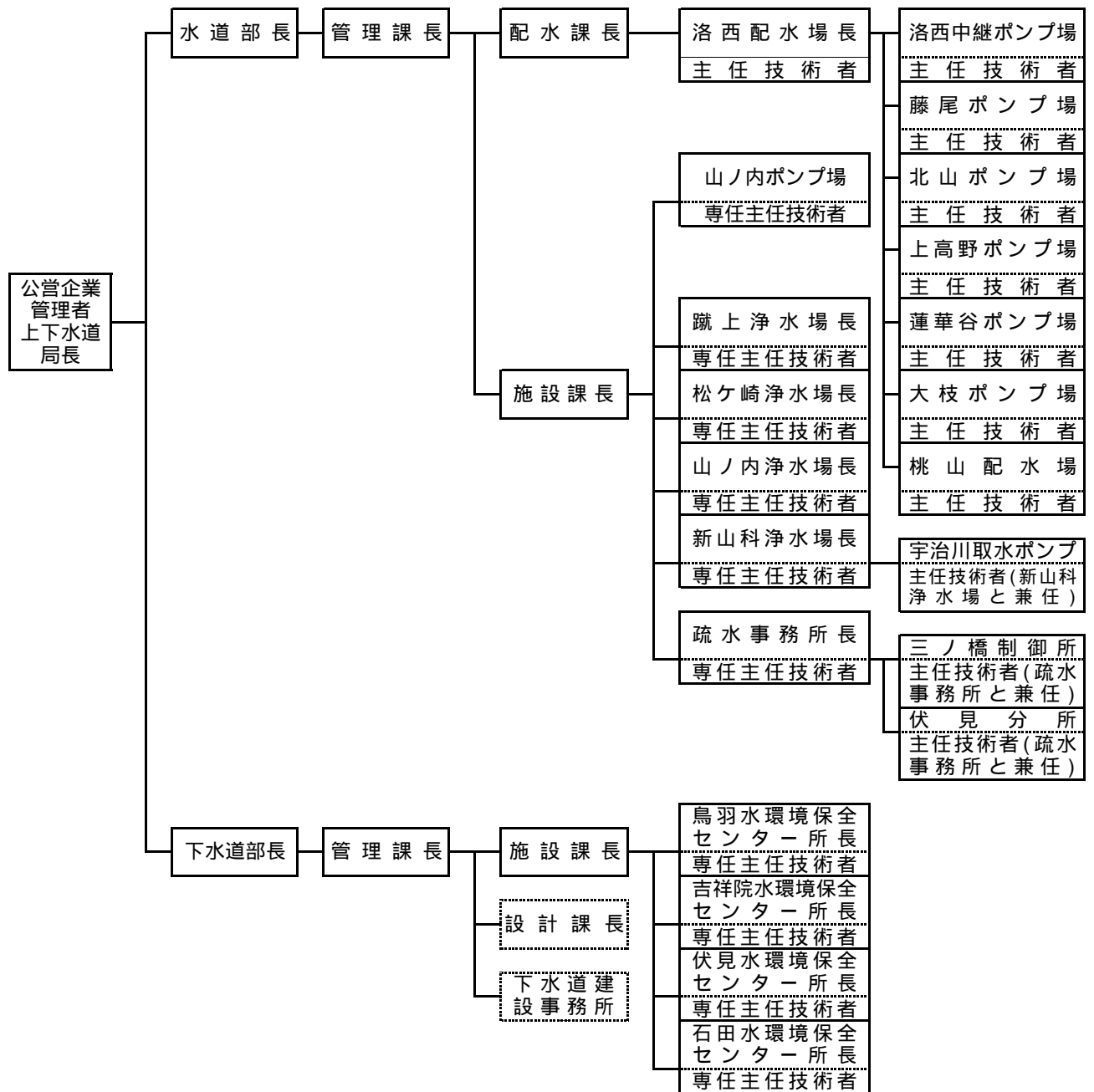
京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

第20条の見出し及び同条中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第25条第3項各号列記以外の部分及び第4項中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）



(注) 〔 〕内は、工事を担当する課等の課長等を示す。  
新規工事については、水道部施設課又は下水道部設計課  
において主任技術者を配置する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(上下水道局水道部施設課)